

A	B	C
補助申請者を含む世帯が住民税非課税世帯であるか、重点地区内の建築物	65歳以上の高齢者または障害者の方がお住まいの建築物	A・B以外の建築物
補助金額(耐震改修工事) 4分の3(上限300万円)	補助対象工事費の4分の2(上限200万円)	補助対象工事費の4分の1(上限100万円)
補助金額(簡易改修工事) 5分の3(上限150万円)	補助対象工事費の5分の2(上限100万円)	補助対象工事費の5分の1(上限50万円)

※補助対象工事費とは、実際に耐震改修工事に要する費用または延べ面積×32,600円で算出した額のいずれか低い金額です。耐震補強とは関係のないリフォーム、消費税は補助の対象外です。

